

化学的酸素要求量，窒素含有量及び  
りん含有量に係る総量削減計画  
(案)

令和4年 月

広 島 県

## 化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に 係る総量削減計画（広島県）

この総量削減計画は，生活排水対策，産業排水対策及びその他の汚濁発生源対策等を通じて，化学的酸素要求量，窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減目標量の達成を図り，広島県域における瀬戸内海の水質環境基準を確保することを目途として策定する。

この計画において，水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき，令和4年1月24日付け「化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた削減目標量を達成するため，必要な事項を定めるものとする。

計画対象区域は，水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号トに掲げる区域とする。

## 1 削減の目標

令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

### (1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における量 (トン/日)
生活排水	13	15
産業排水	20	20
その他	7	7
合計	40	42

備考 「その他」とは、畜産、農地、山林等自然由来の負荷量をいう。

### (2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における量 (トン/日)
生活排水	13	13
産業排水	11	12
その他	18	17
合計	42	42

備考 「その他」とは、畜産、養殖、農地、山林等自然由来の負荷量をいう。

### (3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における量 (トン/日)
生活排水	1.2	1.2
産業排水	0.5	0.5
その他	0.8	0.8
合計	2.5	2.5

備考 「その他」とは、畜産、養殖、農地、山林等自然由来の負荷量をいう。

## 2 削減目標量の達成のための方途

### (1) 生活排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活排水についても適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、地域の特性を踏まえ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進すること等による生活排水対策の計画的な推進により、削減目標量の達成を図るものとする。

#### ア 下水道の整備等

下水道の整備については、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）との整合を図りつつ、広島県污水適正処理構想に基づき整備を促進し、污水处理人口普及率の向上を図るものとする。

また、合流式下水道については、雨天時の越流水による汚濁負荷量の抑制を図るため、雨水滞水池の整備及び簡易高速ろ過施設の設置、遮集管の能力増強等、計画的な改善を促進する。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）	備考
R8	2,744	2,200	広島県污水適正処理構想目標（全県域）
R6	(2,640)	(2,044)	指定地域分推計値

#### イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の活用等により、その整備、促進を図るとともに、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進に努めるものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図るものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

なお、浄化槽及び既存単独処理浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、市町の浄化槽取扱指導要綱等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底等適正な維持管理の実施により、排水水質の安定及び向上を図るものとする。

#### ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、既設施設の老朽化や計画収集量の推移に適切に対応した整備とともに、処理施設の維持管理の徹底等を促進することにより、排水水質の安定及び向上を図るものとする。

#### エ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水については、単独処理浄化槽や汲み取り便所を設置している家庭では、生活雑排水が直接河川等へ排出されることを踏まえて、合併処理浄化槽への転換を図るとともに、汚濁物質の排出抑制、浄化槽の適正使用や維持管理の徹底に努めるなど、家庭でできる排水対策の啓発を行うものとする。

特に対策が必要な河川流域として「生活排水対策重点地域」に指定された地域については、引き続き市町等と連携し、計画的な生活排水対策の推進を図るものとする。

## (2) 産業排水対策

### ア 指定地域内事業場に係る対策

#### (ア) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術の水準、汚濁負荷量の削減のために採られた措置等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

なお、新設及び増設する施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることを考慮し、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

また、総量規制基準については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号，令和3年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号，平成28年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号，平成28年一部改正）により定めることとし、排水量規模の別、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

#### (イ) 自主的取組の促進

指定地域内事業場については、原材料や生産工程の見直し、新たな排水処理技術の導入等の自主的取組を促進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

### イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号）及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等を行うとともに、排水処理施設の設置及び維持管理の徹底等により汚濁負荷量を抑制するよう指導する。

その他の事業場等については、排水の特性等の実態の把握に努め、広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領に基づいた指導を行うことにより、削減目標量の達成を図るものとする。

## (3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、それぞれの発生形態に応じたきめ細かな対策の普及により、削減目標量の達成を図るものとする。

### ア 農地からの汚濁負荷対策

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）、広島県環境にやさしい農業推進方針等に基づき、広島県持続性の高い農業生産方式導入指針等を活用して化学肥料の施用量の低減等を行うことにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

### イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、広島県資源循環型畜産確立基本方針等に基づき、広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に即して、家畜排せつ物の処理状況及び需給状況等の実態に応じた家畜排せつ物の適正処理、処理施設の高度化、広域利用

の推進及びエネルギー利用の検討等により、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

#### ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、広島県魚類養殖指針等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進及び放養密度などについて十分留意し、養殖漁場の環境管理の適正化を促進するものとする。

#### (4) 情報発信とその周知及び普及、啓発等

本計画をより効果的に推進するためには、関係市町、環境保全団体、事業者及び県民の理解と協力が不可欠である。このため、環境学習を推進するとともに、ホームページ、広報紙、パンフレット等、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等を通じて、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

#### (5) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

##### ア 水質浄化事業の推進

###### (ア) 河川・水路の浄化施設整備

水質汚濁の進んだ河川・水路等の水質を改善するため、浄化施設の維持管理を行うとともに、水質の状況に応じて適切な措置を講じるものとする。

###### (イ) 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川及び海域等において、必要に応じて、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等の実施に努めるものとする。

#### イ 藻場、干潟等の保全・再生

生態系に配慮した藻場及び干潟の保全活動を促進するとともに、藻場及び干潟の再生・創出等を盛り込んだ事業を推進するものとする。

また、環境調査の実施等により、生態系の面からの海域環境の把握に努めるものとする。

#### ウ 豊かで美しい海づくりの推進

##### (ア) 里海づくりの推進

人の手を適切に加えることにより、生物多様性と生物生産性が確保された豊かで美しい「里海」の再生をめざし、里海概念や重要性について意識醸成を図るとともに、多様な主体との連携により、地域における活動を推進するものとする。

##### (イ) 持続的な漁業生産の確保

海域中の栄養塩類を利用するノリ等の藻類養殖や、植物プランクトン等を利用するカキ等の二枚貝養殖について、漁場改善計画等を活用し、持続的な養殖生産確保の取組を推進するものとする。

また、広島県資源管理指針を活用した水産資源の維持、回復の推進を通じて、豊かで美しい海づくりの推進に資するものとする。

##### (ウ) 水質管理の取組の推進

地域における海域利用の実情を踏まえ、湾灘ごと、季節ごとの状況に応じた水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、特定の海域への順応的な取組を推進するものとする。

取組にあたっては、栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究及び国が示すガイドライン等を踏まえ、水質環境基準の達成状況、周辺海域の環境への影響及び実行可能性等について十分に考慮したうえで、科学的根拠に基づいた栄養塩類の供給方策を検

討するものとする。

このため、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）による適切な栄養塩類管理を行うに当たり、栄養塩類と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積等が必要であることから、特定の海域において様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、下水道業について、冬季における能動的 management 運転の実証試験に特化した基準<sup>\*</sup>を設けるものとする。

※下水道処理場の運転実態を考慮し、能動的 management 運転がしやすくなる基準として設ける

(エ) 環境配慮型構造物の採用の推進

新たな護岸整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用するものとする。

エ 監視体制の整備等

総量規制の円滑な推進を図るため、公共用水域の水質汚濁の状況及び削減目標量の達成状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じる必要がある。

このため、河川の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等により、工場・事業場の自主測定データを活用した効果的な監視体制の充実を図るものとする。

また、工場・事業場からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能の質的向上を図るものとする。

オ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、引き続き必要な調査研究の充実に努めるものとする。